

キッチンカー等設置契約及び キッチンカー等に関する連携協定

提案要求説明書

(配布資料)

- 1 . 提案要求説明書（本書）
- 2 . 様式 1 参加表明書
- 3 . 様式 2 参加辞退届
- 4 . 様式 3 質問票

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

1. 目的及び事業内容

世田谷区は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響が生じている区内の飲食店等事業者への支援と区民の利便性向上を目的として、令和3年3月より区内6カ所の区有地をキッチンカー等の移動販売スペースとして提供する事業を実施し、令和6年度までに区内13カ所での実施に拡大している。

事業の実施に当たっては、飲食物の提供を行うキッチンカーや、生鮮食品や生活雑貨等の販売を行う移動販売車の出店をコーディネートする事業者（以下、「コーディネート事業者」という。）と、区有地へのキッチンカー等の出店及び区への出店料納入等に関するキッチンカー等設置契約を締結している。

今般、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置付けが5類感染症となったことから、区民生活の利便性向上や区有地の利用促進・魅力向上、地域の賑わいの創出、及び、災害時の食の確保に重きを置き、新たにキッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定を締結する事業者を募集する。

なお、区民生活の利便性向上や区有地の利用促進・魅力向上、地域の賑わいの創出の観点から、区が現在キッチンカーの出店を認めている場所（以下、「既存出店場所」という）については出店頻度や台数、販売品目等の提案を重視し、評価をする。また、出店場所として、これまで区が出店実績のない区有地を提案書により新たに提案することを認めるが、新規出店については、区が周辺環境等の調査を行う必要があるため、提案しても出店に至らない場合がある。

2. キッチンカー等設置契約における業務概要

（1）業務内容

出店場所

既存出店場所のほか、区民生活の利便性向上や地域の賑わいの創出のため、区道、区施設、区立公園等の区有地において新たな出店場所とすることを提案書により提案できるものとする。

区有地の提案にあっては、別紙1「キッチンカー等移動販売の実施状況（既存出店場所）」及び、世田谷区ホームページに掲載の行政財産等の情報を参考にと（下記参照）。

各出店場所の提案にあたっては現場確認を行ってから応募することを推奨する。
ただし、必ず出店できるわけではないため、施設に直接問い合わせる等の対応はしないこと。

なお、既存出店場所にあっては、継続的に出店が可能なことを重視しているため、継続的な出店を望めない場所は区と事業者で協議の上、出店を終了することがある。

）既存出店場所（別紙1参照）

）新たな出店場所の提案参考

財務部経理課「区有財産（土地及び建物）の活用状況と有効活用について（<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/6237.html>）」

公園緑地課「ベンチ・車いす対応トイレ・授乳室のある公園、身近な広場等一覧（<https://www.city.setagaya.lg.jp/02075/4871.html>）」世田谷公園は出店不可。

各出店場所の現場確認を行ってから応募することを推奨する。

履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（単年度契約）

契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和8年度の随意契約を締結する。

当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

【特記事項】

）出店の中止について

上記の出店期間内においても、（１）の出店場所すべてについて、区の都合により出店できなくなる場合がある。

）出店場所の追加について

２（１）の出店期間内において、区とコーディネート事業者の協議により、２（１）以外の出店場所を追加することができるものとする。

）出店位置の変更について

各出店場所の出店位置については、別紙２「出店位置」のとおり。ただし、区との協議により、出店位置を変更できる場合がある。

）世田谷区役所本庁舎について

本庁舎等整備工事に伴い、工事状況等により出店場所の変更や出店の休止が生じる可能性がある。

出店日・出店時間・出店台数

）既存出店場所については、以下の範囲内において、出店頻度及び出店台数等について出店計画を提案書により提案するものとする。既存出店場所について、6カ所以上の出店が継続できないと認められる場合は評価しない。

	出店場所	出店可能時間 (準備・片付け 時間を含む)	出店台数(最大数)
1	JRA 馬事公苑前けやき広場	10:00～19:30	6台
2	世田谷区役所本庁舎	10:30～14:30	2台
3	喜多見まちづくりセンター	10:00～17:00	1台
4	上用賀5丁目区営住宅	10:00～15:00	1台
5	二子玉川公園	10:00～16:30	4台
6	玉川野毛町公園	10:00～16:30	2台
7	羽根木公園	10:00～16:30	3台
8	きたみふれあい広場	10:00～16:30	3台
9	大蔵運動公園	10:00～16:30	2台
10	希望丘公園	10:00～16:30	2台
11	代沢せせらぎ公園	10:00～16:30	1台
12	世田谷区立教育総合センター	11:30～13:30	2台
13	若林公園	10:30～14:30	2台

世田谷区役所本庁舎については、月～金曜日(祝日を除く)。

新たな出店場所については、出店頻度及び出店台数等について出店計画を提案書により提案できるものとする。

販売品目

飲食物の場合は、自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの

飲食物の場合は、複数のメニューを日替わりで販売すること

生鮮食品、花き、その他日用品で、区が許可するもの

区内事業者の優先出店

世田谷区内に本店登記所在地のある事業者及び、区内に住民登録のある者を地域特性に配慮しながら、優先的に出店させる方法を提案書により提案するものとする。

出店の変更・休止

各出店場所の実施状況に応じて、区との協議の上、2(1)の範囲内において出店時間や出店頻度、出店台数を変更できるとともに、出店を一定期間休止することができる。また、出店予定の事業者が事情により急遽出店ができなくなった場合等において、区と受注者の協議の上、他の出店者が出店することができる。

「せたがや Pay」の導入促進

コーディネート事業者は、本事業の出店者に対し、世田谷区のデジタル地域通貨「せたがや Pay」の導入を働きかけること。「せたがや Pay」の詳細については、別紙3「デジタル地域通貨「せたがや Pay」のご紹介」のとおり。

(2) 出店料

5パーセント以上の売上料率を提案書により提案し、契約期間内の各月の売上合

計額(有料化対象のプラスチック製買物袋の売上は除く)に売上料率を乗じた金額を区に納入する出店料とする。なお、売上料率は小数点第1位までとする。出店料は月別の出店状況報告に基づき、4半期毎に区が発行する納付書により納付すること。なお、小数点未満については切り捨てとする。

(3) 出店に関する特記事項

出店者は、公的機関の定める営業許可証(東京都の許可)及び、食品衛生責任者等の資格等、出店に必要な許可を有するものとする。

敷地内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。

敷地内での走行時は、ハザードランプを点灯させ、利用者を最優先に速度10km/h以下で走行すること。

イベントの開催等により出店不可となる場合は、区からコーディネート事業者に事前に連絡するものとする。

荒天、自然災害等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は、事前に連絡すること。

ごみの処理については、以下事項について遵守すること。

) 出店者は、販売した飲食物の空き容器等を廃棄するためのゴミ箱をキッチンカー等の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。また、出店により発生した廃油、汚水等についても出店者が持ち帰り適正に処分すること。

) 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで利用者が快適に過ごせるよう努めること。

) 管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。また、食中毒等の予防を徹底すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を区に報告すること。

敷地の利用に際して、現状復帰が出来ない場合はコーディネート事業者の責務とする。

電気、水道、ガスは出店者が用意すること。ただし、区が認めた場合に限り、出店者は区有地等の電気、水道、ガスを使用することができる。その際の使用料については、原則としてコーディネート事業者が負担するものとする。

プラスチックごみの発生抑制の観点から、原則、プラスチック製買物袋の提供はしないこと。ただし、商品購入者から有料化対象のプラスチック製買物袋の要望があった場合、別途、適正価格にて設定した金額で販売することは差し支えない。申請に虚偽があった場合や条件を守らない場合は、区は、出店許可を取り消すことができる。

コーディネート事業者と区との出店契約は、契約書の取り交わしをもって成立するものとする。

本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。

3. キッチンカー等に関する連携協定の概要

(1) 地域活性化への取り組み

公園や区施設・区道における賑わいの創出のため、区がイベント等を行う際は、キッチンカー等をイベント等のコンセプトや目的に応じて創意工夫して出店することにより、地域活性化の取り組みに協力するものとする。

(2) 区民の食のバリエーション提供や利便性向上

各出店場所の特性に応じて、生鮮三品等の移動販売車の出店により、区民の利便性向上や日常の買い物の楽しみを提供する。なお、協働において区が担うことのできる業務は、区の広報媒体を活用した区民への周知に関するものとする。

(3) 区内事業者への経営多角化・業態転換、創業に向けた支援

区内の飲食店や生産者等の事業者及び区内でキッチンカー等による創業を検討している者に対する、経営多角化や業態転換、創業に向けた総合的な支援を区との協働で行う。契約に基づき出店させる区内の事業者及び出店を希望する区内のキッチンカー等の事業者に対し、助言やノウハウの提供等により伴走型の支援を行う。

(4) 災害時における支援

地震や台風等の災害時において、区内の避難所にキッチンカー等移動販売車を派遣することにより、食に関する支援を行う。ただし、避難者等への食事等の提供については、無償で提供するものとし、費用は別途、区とコーディネート事業者で協議するものとする。

4. 予算

キッチンカー等設置契約及び、キッチンカー等に関する連携協定への提案内容に基づく取組みに対し、区の歳出はないものとする。ただし、「3.(4) 災害時における支援」において、区が費用を負担する場合を除く。

5. 選定方式

プロポーザル方式を採用する。

6. 応募資格

提案書の提出者は次に掲げる資格を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税及び法人事業税に滞納がないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(6) キッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

7. 事業者決定までのスケジュール (予定)

令和6年12月13日(金曜日)	公告、提案要求説明書交付、参加表明書受付開始
12月27日(金曜日)	参加表明書受付締め切り(正午まで)
12月27日(金曜日)	提案書・質問票受付開始
令和7年1月10日(金曜日)	質問受付締め切り(正午まで)
1月17日(金曜日)	質問回答(予定)
1月24日(金曜日)	提案書受付締め切り(正午まで)
2月5日(水曜日)	選定委員会
2月上旬	選定結果通知

8. 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書：様式1「参加表明書」に準ずること

<添付書類>

- ・履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内)
 - ・納税証明書(税務署が発行する「法人税」・「消費税及び地方消費税」の証明「その1」及び「その3の3」、1期分、発行日から3ヶ月以内)
 - ・納税証明書(法人住民税・法人事業税、発行日から3ヶ月以内)
 - ・法人の概要が分かる資料(会社パンフレットなど)
 - ・直近1期分の確定申告書類(貸借対照表、損益計算書を含む)
- または、上場企業の場合は、東京証券取引所の上場証明書(発行日から3ヶ月以内)

<提出方法>

下記14の窓口への持参、郵送

またはオンラインフォーム(<https://logoform.jp/form/JqMJ/819687>)よりデータ提出

9. 質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式3「質問票」をもってオンラインフォームで行う。

また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問受付：令和6年12月27日(金)から令和7年1月10日(金)正午まで

回答：令和7年1月17日(金)

提出方法：オンラインフォーム(<https://logoform.jp/form/JqMJ/822779>)

10. 提案書の提出

<提案書の部数>

7部（正本1部、副本6部）

（A4判（横置き、横書き）両面刷り、様式自由（カラー可））

表紙にあて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載する。）

会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと（黒塗り可）

< 提出方法 >

下記14の窓口への持参、郵送

またはオンラインフォーム（<https://logoform.jp/form/JqMJ/819796>）よりデータ提出

11．提案書に求める内容

（1）経営理念

（2）本業務の実施方針

（3）キッチンカー等移動販売の業務実績

東京都内の営業拠点の数

東京都の営業許可を有する出店者の登録数

世田谷区内の営業拠点の一覧

世田谷区内に本店登記所在地または住民登録のある登録出店者の数

キッチンカー等移動販売による地域貢献又は地域活性化実績及び事例

国・自治体等との連携事業の実績（件数・連携先）

（4）本業務の実施体制

出店計画（各出店場所における出店頻度、出店時間、平日・休日別の出店台数）

既存出店場所を含めた具体的な出店場所を提示し、地域貢献又は地域活性化につながる具体的な出店計画（出店頻度及び出店台数等）について提案を求める。

出店計画作成の参考として、別紙1「キッチンカー等移動販売の実施状況（出店台数）」を添付している。

実施体制（地域住民向け周知方法、区内事業者の優先出店に関する方法、出店料を算出するための売上料率・出店者から徴収する出店料等）

コーディネート事業者が出店者から出店料を徴収する場合は、その出店料の額や出店料率。

業務を円滑に遂行するための取組み（マニュアル作成等の準備、出店者との調整等）及び現場責任者等の現場業務への関わり方

（5）連携協定に関する事項

以下項目について、類似の取組み実績とともに具体的な提案を求める。

地域活性化の取組み

区民の食のバリエーション提供や利便性向上

区内事業者への経営多角化・業態転換、創業に向けた支援

災害時における支援

12．審査方法

(1) 募集事業者数 1 事業者

(2) 選定基準

応募事業者の中から、応募資格、経営理念、本業務の実施方針、キッチンカー等移動販売の業務実績、本業務の実施体制、連携協定に関する提案内容等を勘案した上で、適当と認められる事業者を選定する。

(3) 審査方法

参加表明をし、提案書を提出した応募事業者の中から、提案書をもとに審査し、適当と認められる事業者を随意契約及び、連携協定予定事業者として選定する。

13 . その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 経済産業部経済課

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(8) 詳細は提案要求説明書による。

14 . 説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

世田谷区経済産業部経済課 深沢・栗山・松尾

住所 〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7 三軒茶屋分庁舎4階

電話 03 - 3411 - 6653

FAX 03 - 3411 - 6635

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）